

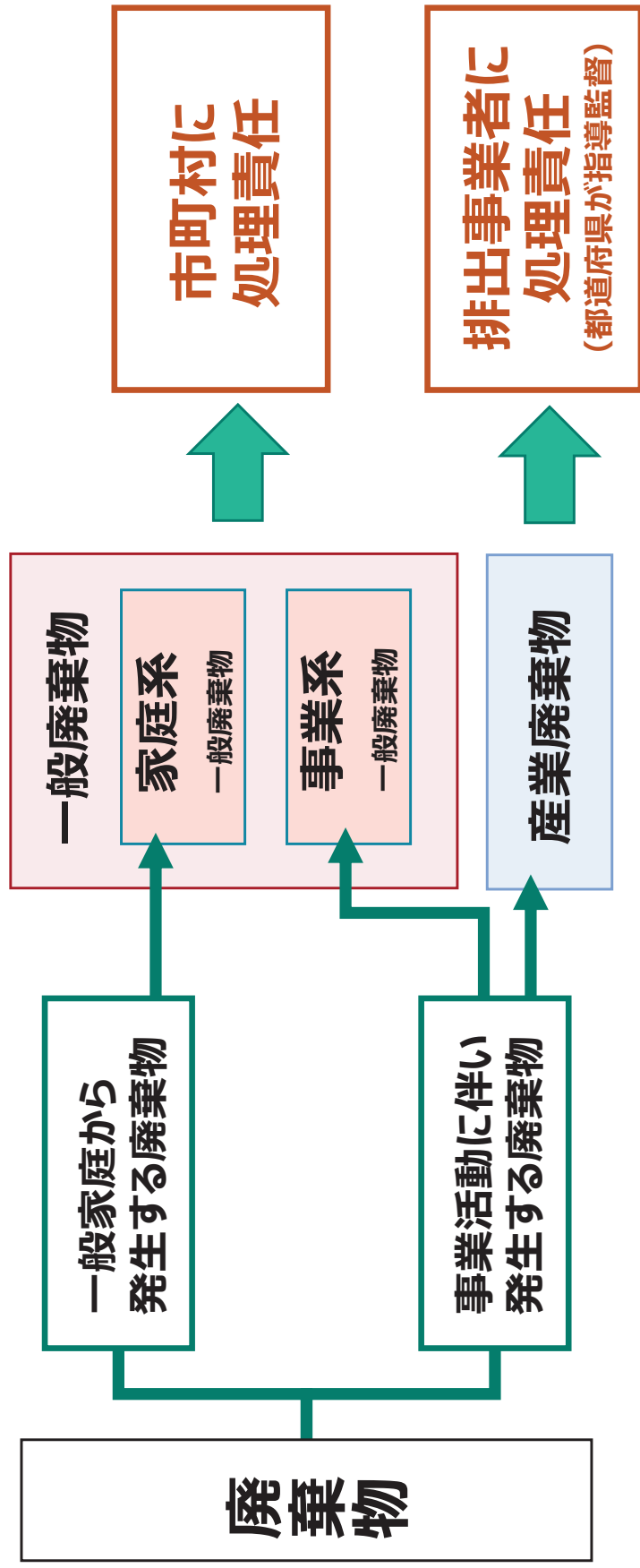


廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十三条の五 の「関係行政機関への照会等」の調査権限について

令和7年7月8日
環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

重点36:廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5の「関係行政機関への照会等」と同等の調査権限を市町村長にも付与すること(環境省)

一般廃棄物と産業廃棄物



事業活動に伴い発生する廃棄物のうち、性状、排出量、処理困難性等の問題から市町村責任の下処理が円滑に行われているとは言い難い20種類を産業廃棄物とし、それ以外を一般廃棄物に区分

産業廃棄物（20種類）

①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦紙くず（建築業、パルプ・紙製造業、新聞業等） ⑧木くず（建設業、木材・木製品製造業等） ⑨繊維くず（建設業、繊維工業等） ⑩動植物性残さ（医薬品製造業等） ⑪動物系固形不要物（と畜場等） ⑫ゴムくず ⑬金属くず ⑭ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑮鋳さい ⑯がれき類 ⑰動物のふん尿 ⑱動物の死体（畜産農業） ⑲ばいじん ⑳①～⑱を処分するために処理したものであって、これらの廃棄物に該当しないもの。

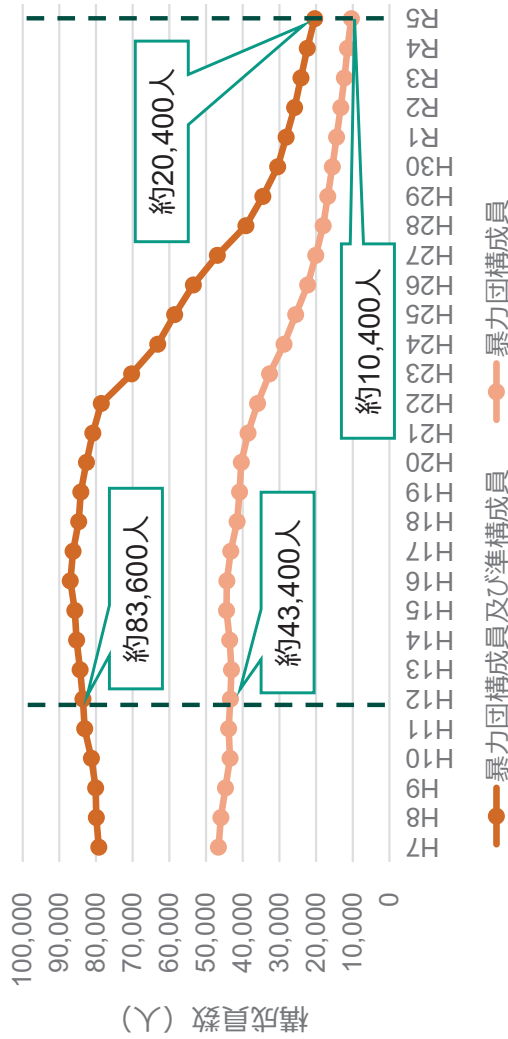
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十三条の五の背景

平成12年当時、約83,600人の暴力団構成員及び準構成員（令和5年度の約4.1倍）が存在し、凶悪な犯罪や薬物犯罪を多数引き起こすなど、市民社会の大きな脅威として捉えられており、大手企業役員らが商法違反事件で検挙されるなど、一部企業と総会屋との関係は依然として続いていた。

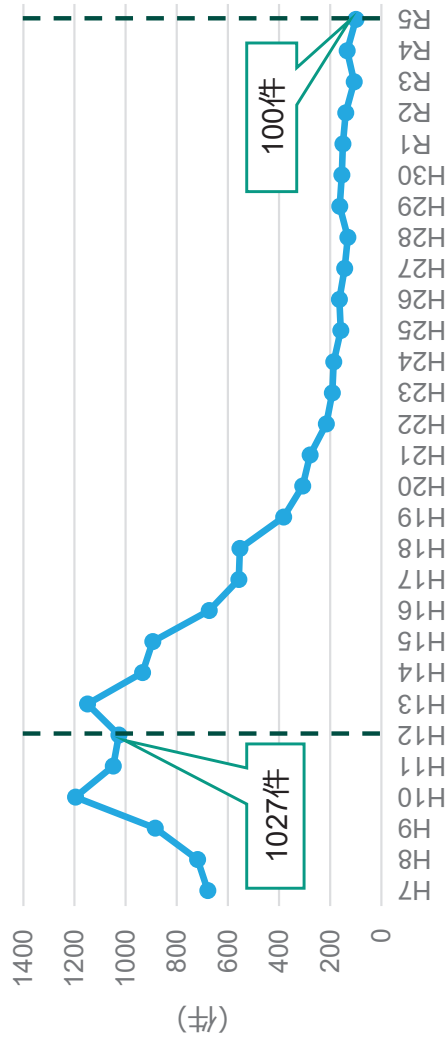
このような情勢であったため、警察は暴力団を解散、壊滅に追い込むため、総力を挙げて暴力団犯罪の取締りの徹底、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の効果的な運用及び暴力団排除活動の推進を三本の柱とした暴力団総合対策を推進していた。（平成12年～令和6年「警察白書」を参考に作成）

また、平成12年当時、産業廃棄物の不法投棄件数が1027件確認されており（令和5年度の約10倍）、増加傾向にあったところである。（平成12年度～令和6年度「産業廃棄物の不法投棄等の状況について（報道発表資料）」を参考に作成）

暴力団構成員及び準構成員数



産業廃棄物不法投棄件数



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十三条の五の概要



【条文】

(関係行政機関への照会等)

第二十三条の五 都道府県知事は、第二十三条の三に規定するもののほか、この法律の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

※本条文は平成十二年改正時に追加されたもの。

【規定追加の背景】

- ・ 当時は産業廃棄物処理業に関して暴力団が介入している実態が存在した。暴力団が事業者等に対する不当要求行為を行うおそれ強く、実際、産業廃棄物処理業に暴力団が介入しており、警察当局からも暴力団排除についての強い要請があった。⁸⁵
- ・ また、産業廃棄物処理業は、不法投棄などの不適正処理を行うことで、多額の不法収益を上げるといふ動機付けが強い業態である。
- ・ そのため平成十二年改正においては産業廃棄物処理業、産業廃棄物処理施設の設置に係る許可の要件に暴力団の排除の観点からの欠格条項を追加するとともに、不適正処理に関する支障の除去等の措置命令の強化等の措置を講じ、廃棄物の不適正処理を防止するための所要の改正を行った。
- ・ 第二十三条の五は、こうした産業廃棄物処理業における欠格条項の創設等の規制の円滑な施行と犯罪の予防等を図るため、関係行政機関の協力のついて、本条文で明確に規定したものである。

今回の御提案への対応

御提案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十三条の五において、都道府県知事が有する産業廃棄物の処理に当たり行使できる調査権と同様の調査権を、一般廃棄物の処理に統括的な責任を有する市町村長にも付与するよう求める。

支障事例

定期的な見回りや近隣住民からの情報提供によって、行為者へ廃棄物を引き渡す車両を特定できているものの、運輸局へ行う車両登録情報の照会には、法律又は条例における根拠条文が必要となることで、行為車両所有者を特定することが難しい状況となっている。

36

御回答

現行法令下においても、行政機関等が保有個人情報を提供することができる場合は、必ずしも法律に照会権限が規定されている場合に限られるわけではなく、個人情報の保護に関する法律第六十九条第二項第三号に基づき「相当の理由があるとき」などには提供することが可能である。

支障への回答

所有者の氏名及び住所を含む自動車の登録に係る情報については、道路運送車両法第二十二条第一項により、現状においても市町村が同項に基づいて登録事項等証明書を取得することは可能であり、請求があった場合は全国の運輸支局等において即日交付を行っている。

なお、現行法令下において、上記以外の支障事例がないか、環境省において調査を実施予定である。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律〔昭和四十五年法律第百三十七号〕

（許可等に関する意見聴取）

第二十三条の三 都道府県知事は、第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十五条第一項若しくは第十五条の四において読み替えて準用する第九条の五第一項の許可又は第十五条の四において読み替えて準用する第九条の六第一項の認可をしようとするときは、第十四条第五項第二号口からへまでに該当する事由（同号八からホまでに該当する事由にあつては、同号口に係るものに限る。次項及び次条において同じ。）の有無について、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くものとする。

32 都道府県知事は、第十四条の三の二第一項（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は第十五条の三第一項の規定による処分をしようとするときは、第十四条第五項第二号口からへまでに該当する事由の有無について、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

（関係行政機関への照会等）

第二十三条の五 都道府県知事は、第二十三条の三に規定するもののほか、この法律の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

個人情報保護に関する法律【平成十五年法律第五十七号】

(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは、この限りでない。

一～二 (略)

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 (略)

3～4 (略)

参考規定③

道路運送車両法【昭和二十六年法律第百八十五号】

（登録事項等証明書等）

第二十二条 何人も、国土交通大臣に対し、登録事項その他の自動車登録ファイルに記録されている事項を証明した書面（以下「登録事項等証明書」という。）の交付を請求することができる。

2～4 （略）

5 第一項及び第三項の規定による請求は、請求の事由又は請求に係る委託の事由その他国土交通省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。（後略）

36 （略）

自動車登録規則【昭和四十五年運輸省令第七号】

（交付請求及び提供請求の際の明示事項）

第二十六条 法第二十二條第五項の国土交通省令で定める事項のうち交付請求に係るものは、次に掲げるものとする。

一 交付請求をする者の氏名及び住所

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 次のいずれかに該当する場合 交付請求に係る自動車登録番号又は車台番号

（1） 国又は地方公共団体が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で登録事項等証明書の交付を受ける場合

（2） （略）

ロ イに掲げる場合以外の場合 交付請求に係る自動車登録番号及び車台番号

教育委員会制度について



文部科学省

教育委員会制度の仕組み

- 教育委員会は、首長から独立した行政委員会として全ての都道府県及び市町村等に設置。
- 教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定。
- 教育委員会は、常勤の教育長 1 人と非常勤の教育委員 4 人の原則 5 人で構成。任期は教育長は 3 年、教育委員は 4 年でそれぞれ再任可。
- 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する（会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者）。地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命。

制度の趣旨

A 政治的中立性の確保

教育は、その内容が中立公正であることが極めて重要。個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要。

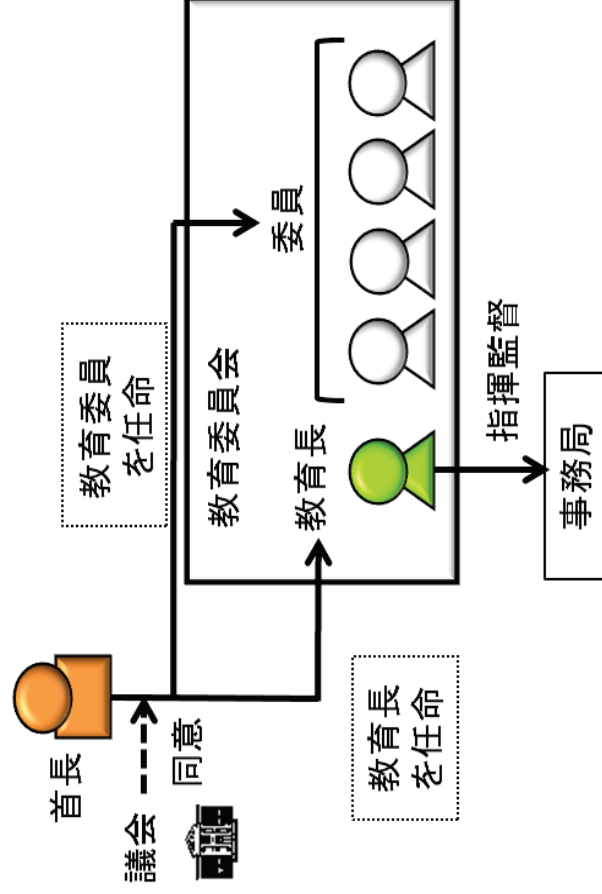
B 継続性・安定性の確保

特に義務教育について、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要。

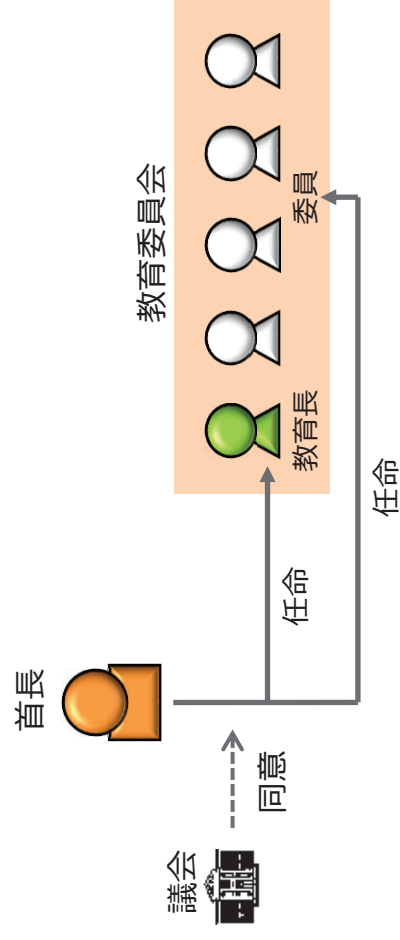
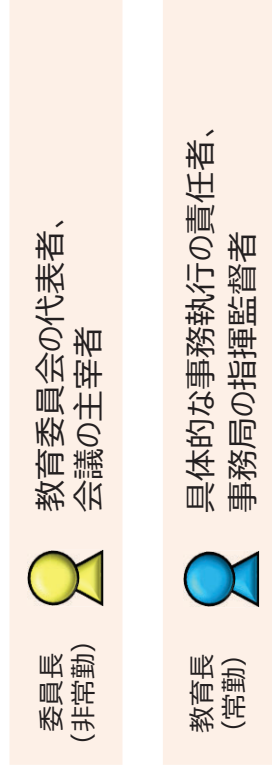
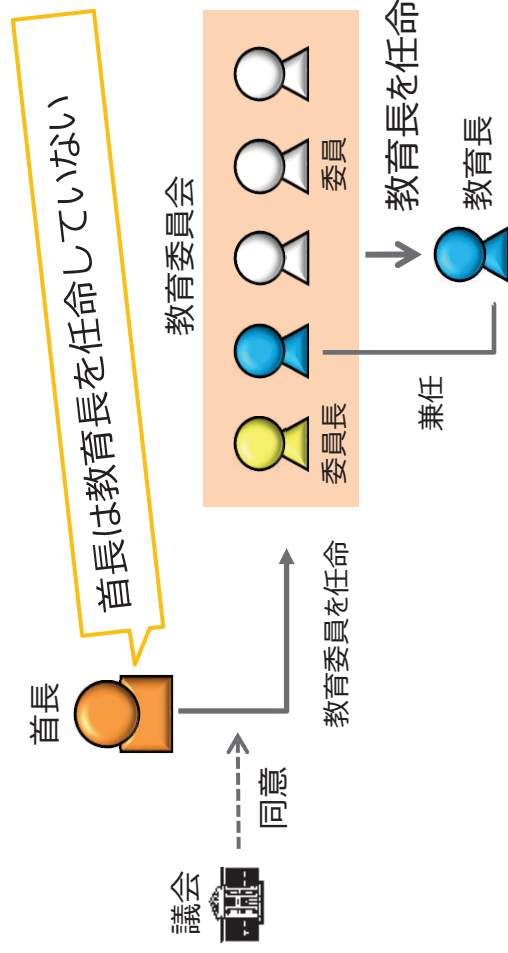
C 地域住民の意向の反映

教育は、地域住民にとって関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の参加を踏まえて行われることが必要。

(イメージ図)

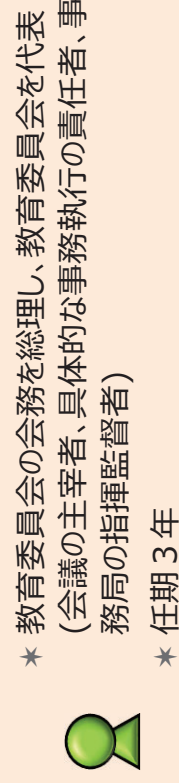


平成26年の教育委員会制度改正について



新「教育長」(常勤)

教育委員長と教育長を一本化



地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）附則

(最初に任命される委員の任期)

第八条 教育委員会の設置関係規定の施行後最初に任命される新委員（略）の任期は、新法第五条の規定にかかわらず、その定数が五人の場合にあつては、二人は四年、一人は三年、一人は二年、一人は一年とし、その定数が三人の場合にあつては、一人は四年、一人は三年、一人は二年とする。この場合において、各新委員の任期は、地方公共団体の長が定める。

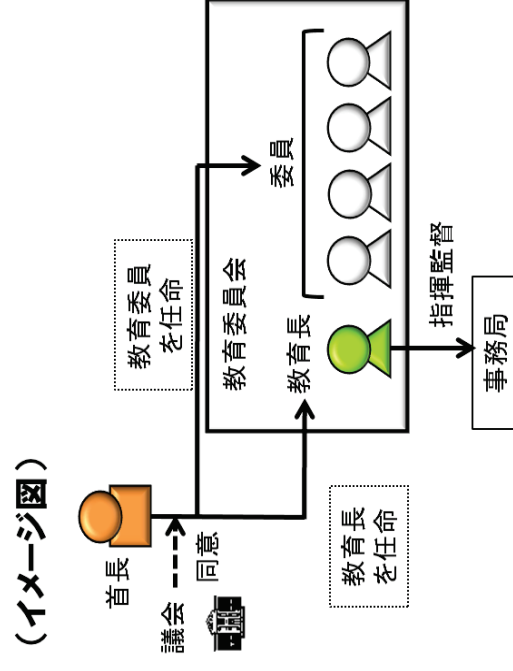
42 委員の改任により急激に委員会が行政方針がかわることを避けるとともに、委員の任命を通じて教育行政の安定性、中立性が脅かされることを防ごうとする趣旨

⇒ 平成26年改正以後も毎年一部改任の原則とその趣旨は維持されている

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律
(平成二十六年法律第七十六号) 附則

(新たに任命される委員の任期の特例)

第四条 施行日から四年を経過するまでの間に任命される委員の任期は、新法
 第五条第一項の規定にかかわらず、当該委員の任期の満了の期日が特定の
年に偏ることのないよう、一年以上四年以内で当該地方公共団体の長が定め
るものとする。



他の合議制の行政委員会の補欠委員について

	補欠委員の任期	規定
選挙管理委員会	前任者の残任期間	地方自治法（昭和22年法律第67号） 第百八十三条 選挙管理委員の任期は、四年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。 ② 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 ③・④ 略
人事委員会／公平委員会	前任者の残任期間	地方公務員法（昭和25年法律第261号） 第九条の二 1～9 略 10 委員の任期は、四年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 11・12 略
公安委員会	前任者の残任期間	警察法（昭和29年法律第162号） 第四十条 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。 2 略
労働委員会	前任者の残任期間	労働組合法（昭和24年法律第174号） 第十九条の五 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2・3 略
収用委員会	前任者の残任期間	土地収用法（昭和26年法律第219号） 第五十三条 委員及び予備委員の任期は、三年とする。 2 委員に欠員が生じたときは、予備委員のうち先順位者が、就任するものとする。 3 前項の規定による委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 略
海区漁業調整委員会	前任者の残任期間	漁業法（昭和24年法律第267号） 第百四十三条 委員の任期は、四年とする。 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 略
内水面漁場管理委員会	前任者の残任期間	漁業法（昭和24年法律第267号） 第百七十三条 第百三十七条第二項から第六項まで、第百三十八条第四項、第百四十条から第百四十六条まで、第百五十七条、第百五十九条及び第百六十条の規定は、内水面漁場管理委員会に準用する。（略）
農業委員会	前任者の残任期間	農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号） 第十条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2・3 略
固定資産評価審査委員会	前任者の残任期間	地方税法（昭和25年法律第226号） 第四百二十三条 1～5 略 6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 7～9 略

参考（教育長に関連する条文）



文部科学省

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（任命）

第四条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 略

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 拘禁刑以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に一を加えた数の二分の一以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

5 略

（任期）

44 第五条 教育長の任期は三年とし、委員の任期は四年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

（罷免）

第七条 地方公共団体の長は、教育長若しくは委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他教育長若しくは委員たるに適しない非行があると認める場合においては、当該地方公共団体の議会の同意を得て、その教育長又は委員を罷免することができる。

2 地方公共団体の長は、教育長及び委員のうち委員の定数に一を加えた数の二分の一から一を減じた数（その数に一人未満の端数があるときは、これを切り上げて得た数）の者が既に所属している政党に新たに所属するに至つた教育長又は委員があるときは、その教育長又は委員を直ちに罷免するものとする。

3 地方公共団体の長は、教育長及び委員のうち委員の定数に一を加えた数の二分の一以上の者が同一の政党に所属することとなつた場合（前項の規定に該当する場合を除く。）には、同一の政党に所属する教育長及び委員の数が委員の定数に一を加えた数の二分の一から一を減じた数（その数に一人未満の端数があるときは、これを切り上げて得た数）になるように、当該地方公共団体の議会の同意を得て、教育長又は委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係について異動のなかつた教育長又は委員を罷免することはできない。

4 教育長及び委員は、前三項の場合を除き、その意に反して罷免されない。

参考（教育長に関連する条文）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）

（解職請求）

第八条 地方公共団体の長の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の三分の一（略）以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該地方公共団体の長に対し、教育長又は委員の解職を請求することができる。

2 略

（失職）

第九条 教育長及び委員は、前条第二項において準用する地方自治法第八十七条の規定によりその職を失う場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その職を失う。

- 一 第四条第三項各号のいずれかに該当するに至った場合
- 二 前号に掲げる場合のほか、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者でなくなつた場合

2 略

（辞職）

第十条 教育長及び委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職することができる。

（服務等）

第十一条 略

2・3 略

4 教育長は、常勤とする。

5～7 略

8 教育長は、その職務の遂行に当たつては、自らが当該地方公共団体の教育行政の運営について負う重要な責任を自覚するとともに、第一条の二に規定する基本理念及び大綱に則して、かつ、児童、生徒等の教育を受ける権利の保障に万全を期して当該地方公共団体の教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならない。

第十二条 略

2 委員は、非常勤とする。

（教育長）

第十三条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

介護職員初任者研修における通信学習方式の学習時間の取扱いの弾力化 46 (管理番号104)

【地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会】

厚生労働省 老健局

提案内容と第1次回答

＜提案の具体的内容＞

介護職員初任者研修については、厚生労働省が定める取扱細則に基づき、各都道府県において研修事業者を指定し、研修を実施している。同研修は、「通学方式」のほか、受講者の負担を軽減し、受講を容易にするため、カリキュラム全130時間のうち、最大40.5時間については、「通信学習方式」が可能とされている。

県内の研修事業者から「講師の確保が難しい地域においても研修が可能となるよう、ZOOM形式を活用したサテライト会場での研修を実施したいが、その場合「通学方式」として全130時間の実施が可能か」との質問があり、厚生労働省に確認したところ、「ZOOM形式は、通信学習方式にあたり、40.5時間までしか認められない」旨の回答があり、事業者の提案は認められなかった。

令和2年4月30日に厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の臨時的な取扱いについて」が発出され、全ての研修課程において通信形式での実施が可能となっていることと、臨時的な取扱いによる運営でも特段の問題はなかったため、ZOOM形式で補助講師を置く形であれば実施可能と考える。

＜1次回答＞

○ 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課より令和6年4月16日に発出した事務連絡（介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の取扱いについて）において、「新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の臨時的な取扱いについて」（令和2年4月30日付事務連絡）においてお示ししている取扱いについては、当面の間継続することとしており、現状、都道府県の判断により、修了評価を含め、全て通信学習の活用による実施とすることを可能としているところ。

○ 今後の取扱いについては現在必要な対応を検討しているところである。

介護職員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）

- 介護職員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）（平成24年3月28日老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知）（抄）

I 介護職員初任者研修

（略）

10. 通信学習について

受講者の負担を軽減し、受講を容易にする方策として、介護職員初任者研修カリキュラムで実施する全130時間のうち、各科目ごとの上限を超えない範囲で最大合計40.5時間について実施することができるとする。各科目ごとの通信学習の上限は別添4「通信形式で実施できる科目ごとの上限時間と各科目の総時間」のとおりとする。なお、通信学習を実施する場合には、適切な教材及び適切な方法により、指導及び評価を行うこと。

48

（別添4）

通信形式で実施できる科目ごとの上限時間と各科目の総時間

科目	通信形式で 実施できる 上限時間	合計 時間
1. 職務の理解	0時間	6時間
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	7.5時間	9時間
3. 介護の基本	3時間	6時間
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	7.5時間	9時間
5. 介護におけるコミュニケーション技術	3時間	6時間
6. 老化の理解	3時間	6時間
7. 認知症の理解	3時間	6時間
8. 障害の理解	1.5時間	3時間
9. ところとからだのしくみと生活支援技術	12時間	75時間
10. 振り返り	0時間	4時間
合計	40.5時間	130時間

新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の臨時的な取扱いについて

- 新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の臨時的な取扱いについて（令和2年4月30日厚生労働省老健局振興課事務連絡）（抄）

介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の実施については、「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）」（平成24年3月28日老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知）等でお示しているところですが、今般の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、これらの研修については、研修実施主体の都道府県の判断により、修了評価を含め、全て通信学習の活用による実施とすることも可能といたします。

なお、今般の取扱いの実施にあたっては、以下の点について留意することとし、その方法については、各都道府県で判断して差し支えないこととします。

また、今般の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響下限りの取扱いとすることを申し添えます。
49 当該対象者を雇用する事業所に対して、従事開始に伴い、有資格者との同行訪問などを通じたOJT等を行わせるようにすること。

- ・ これらの研修が再開された場合は、実務に就いた経験等を踏まえ補講等を行うこと。

- 介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の取扱いについて（令和6年4月16日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡）（抄）

標記については、「新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の臨時的な取扱いについて」（令和2年4月30日付事務連絡）において、都道府県の判断により、修了評価を含め、全て通信学習の活用による実施とすることを可能としているところですが、今般、現場での研修実施状況等も踏まえ、本取扱いについては当面の間継続することといたしますので、研修実施機関等への周知について、ご協力をお願いいたします。

介護職員初任者研修の概要

1. 目的

- 介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的として行われるもの。

2. 実施主体

- 都道府県又は都道府県知事の指定した者

3. 対象者

- 訪問介護事業に従事しようとする者若しくは在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者

4. 研修科目及び研修時間数

50

講義＋演習（130時間）－講義と演習を一体的に実施－

① 職務の理解 (6時間)	② 介護における尊厳の保持・自立支援 (9時間)	③ 介護の基本 (6時間)	④ 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 (9時間)	⑤ 介護におけるコミュニケーション技術 (6時間)
⑥ 老化の理解 (6時間)	⑦ 認知症の理解 (6時間)	⑧ 障害の理解 (3時間)	⑨ ところとからだのしくみと生活支援技術 (75時間)	⑩ 振り返り (4時間)

※上記とは別に、筆記試験による修了評価（1時間程度）を実施。

都市計画法に基づく市街化区域の設定を 土地利用の実情等に即して柔軟に設定可能とすること (管理番号30)

51

重点35:都市計画法に基づく市街化区域の設定を土地利用の実情等に即して柔軟に設定可能とすること
(国土交通省)

令和7年7月8日
国土交通省都市局

都市が抱える課題

○ 人口減少・高齢者の増加

○ 拡散した市街地

○ 頻発・激甚化する自然災害

■ 都市の生活を支える機能の低下

○ 人口減少による生活サービス水準の低下

■ 地域経済の衰退

○ 地域の産業の停滞、生産性の低下

■ 厳しい財政状況

○ 行政コストの増加

■ 都市部での甚大な災害発生

○ 被害額の増加、都市機能の喪失



コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造による 持続可能な都市経営の実現が必要

- 都市計画制度と立地適正化計画制度はそれぞれが持つ特徴が異なっており、相互補完してコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを実効的なものにしていくことが重要
- 立地適正化計画の誘導施策と都市計画（区域区分、用途地域）に基づく規制的手法の整合性を考慮しつつ、一体的に取組を進めることが重要

都市計画と立地適正化計画の調和

都市計画法に基づく都市計画・市町村マスタープラン

民間に対する**規制**、行政による**インフラ整備**

→開発圧力に対し都市の規模拡大をコントロールするとともに
必要な都市基盤を計画的に整備

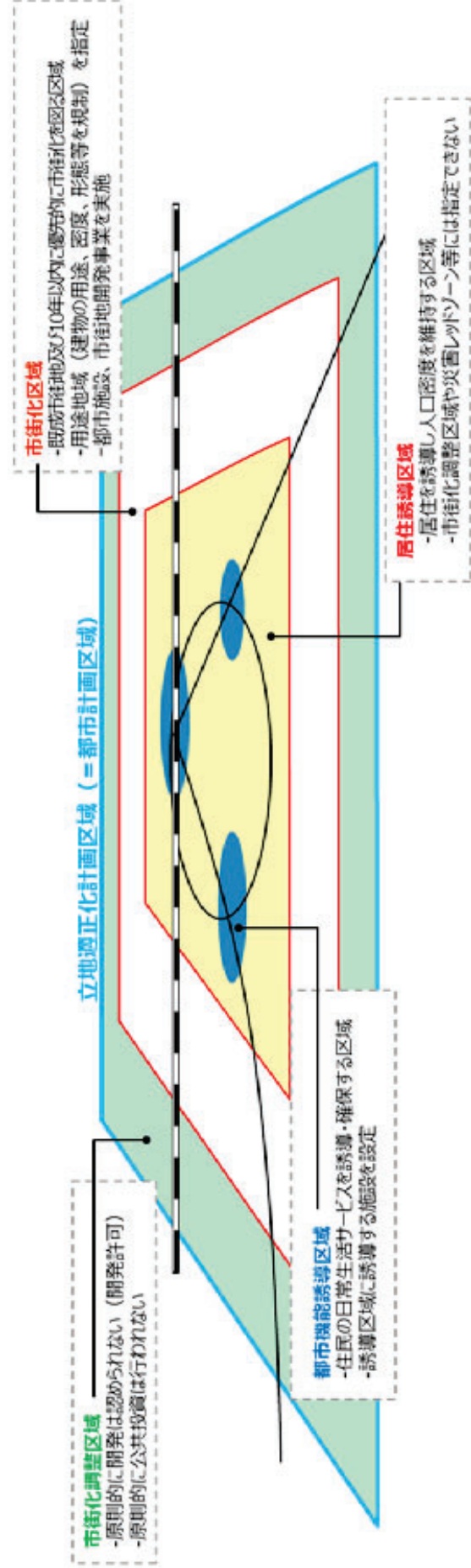
調和

都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画

民間、個人含めた**インセンティブ**による**誘導**

→人口減少下で居住と都市機能の適正立地をコントロール

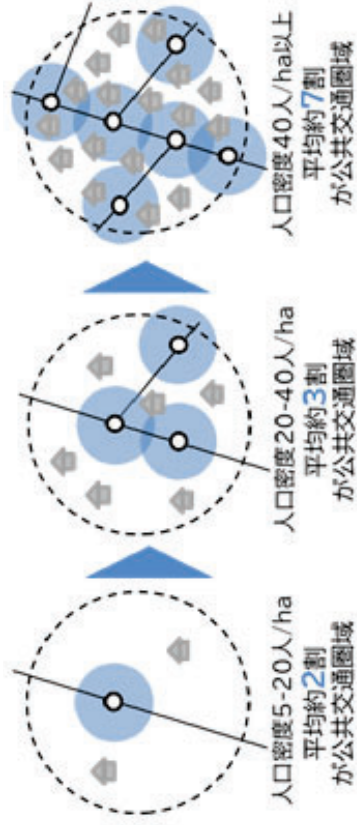
両制度が調和したコンパクト・プラス・ネットワーク概念図



人口密度を維持・向上させることによる様々な効果

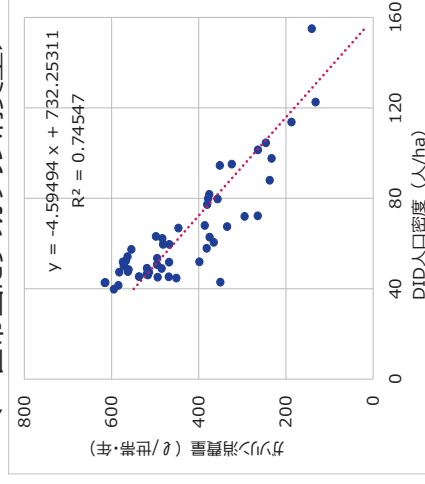
人口密度を維持することの重要性

公共交通が便利な傾向！



ガソリン消費量が減り、環境負荷低減！

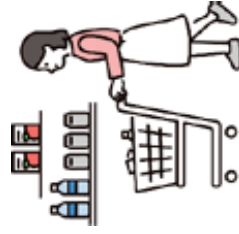
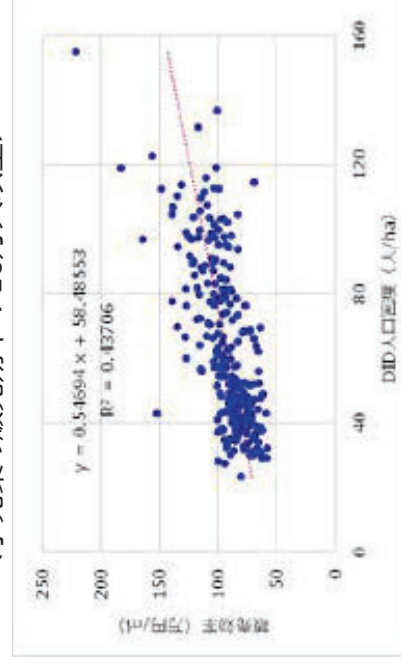
＜一世代当たりのガソリン消費量＞



○都道府県庁所在地及び政令指定都市を対象。
○令和3年から令和5年の2人以上の世帯の平均より算出
出典：令和2年国勢調査、家計調査（家計収支編）

小売業の販売に好影響！

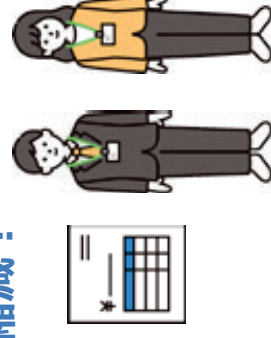
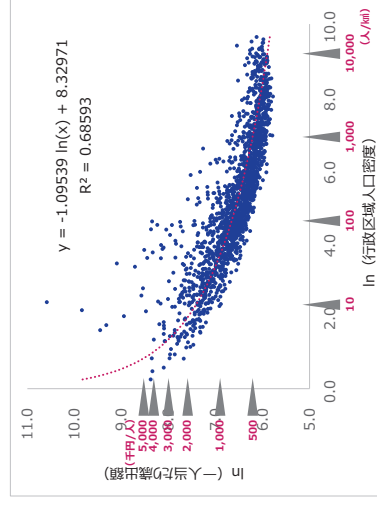
＜小売業の販売効率：10万人以上＞



○対象は、令和2年時点でDIDを有する人口10万人以上の都市（n=262）である。
○販売効率は、小売業の年間商品販売額を売場面積で除して算出している。
出典：令和2年国勢調査、令和3年経済センサス・活動調査

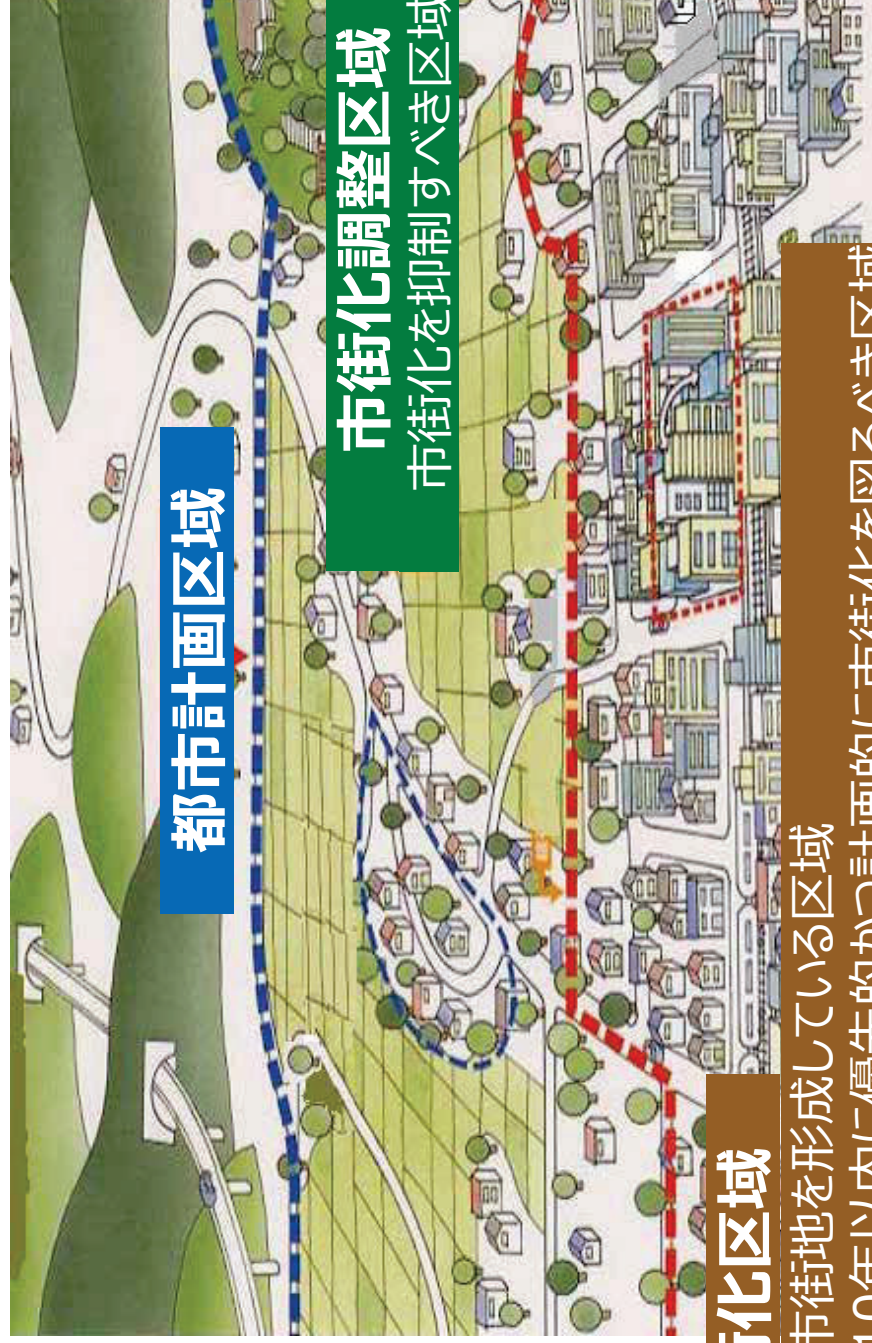
行政コストが縮減！

＜一人当たりの歳出額＞



○行政コスト（一人当たりの歳出額）は、市町村別決算状況調査をもとに、令和元年度から令和3年度の3年間の歳出平均値を人口で除して算出している。
○行政コスト（一人当たりの歳出額）及び行政区人口密度は、それぞれ対数で表示している。
出典：令和2年国勢調査、令和元年度・令和2年度・令和3年度市町村別決算状況調査

- 無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分
- 市街化調整区域においては、原則的に開発を抑制



都市計画区域

市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域

市街化区域

- 1) 既に市街地を形成している区域
- 2) 概ね10年以内に優先的に計画的に市街化を図るべき区域

- ・ 区域区分による市街化区域の設定に当たっては、人口を最も重要な算定根拠とする人口フレーム方式を基本とすることが引き続き有効
- ・ 一方で、市街地における土地利用の現状及び将来の見通しを総合的に勘案して、都市的土地利用の適否を判断する等の柔軟な運用も可能

⇒ 上記の考え方を、都市計画運用指針において明示

【市街化区域の面積を柔軟に算定している例】

- ・ 将来世帯数とその住居に要する敷地面積より、将来必要な住宅用地の面積を算定
- ・ 将来的に誘致される産業施設によって生まれる開発効果を加味して、将来必要な市街地面積を算定

■ 都市計画法及び運用指針における位置づけ

都市計画法（昭和43年法律第100号）抄

（都市計画基準）

第十三条 都市計画区域について定められる都市計画（区域外都市施設に関するものを含む。次項において同じ。）は、（中略）次に掲げるところに従つて、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する事項で当該都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため必要なものを、一体的かつ総合的に定めなければならない。

二 区域区分は、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口及び産業の将来の見通し等を勘案して、産業活動の利便と居住環境の保全との調和を図りつつ、国土の合理的利用を確保し、効率的な公共投資を行うことができるように定めること。

都市計画運用指針（平成12年建設省都市局長通知）抄

Ⅳ-2-1Ⅱ）B.1.（1）

① 市街化区域の設定は、都市計画区域マスタープランにおける区域区分の方針において、人口を最も重要な市街地規模の算定根拠としつつ、これに世帯数や産業活動の将来の見通しを加え、市街地として必要と見込まれる面積（以下単に「フレーム」という。）をそのまま即地的に割り付ける方式（いわゆる人口フレーム方式）を基本とすべきである。なお、都市計画区域のうち、農林業上その他の土地利用規制等により市街化することが想定されない土地の区域以外の区域にある土地について、都市計画区域の人口及び産業の将来の見通し、市街地における土地利用の現状及び将来の見通し等を総合的に勘案して、都市的土地利用への転換の適否を明らかにする方法が可能であれば、試行的に検討していくことも考えられる。

提案の内容

○都市計画法に基づく区域区分において、市街化区域の設定に関しては人口フレーム方式のみではなく、市町村の土地利用の実情や方針に即して柔軟に設定できるよう見直しを求める。

提案に対する回答

○都市計画法における区域区分については、無秩序な開発を抑制してまとまりのある良好な市街地を形成することを基本的な目的としており、効率的な都市基盤整備を実施することで地方自治体の財政を健全化させるなど都市の持続性を高めることに寄与している。

○区域区分の面積の算定に当たっては、市街地規模との相関性が高いことから、人口を最も重要な算定根拠とする人口フレーム方式を基本とすることが引き続き有効である。これは、急速な人口減少社会において、地域活力の維持や市民生活の利便性向上を目的に政府全体で推進しているコンパクト・プラス・ネットワークの取組にも適合する。

○人口フレーム方式を基本としつつも、市街地における土地利用の現状及び将来の見通しを総合的に勘案して、都市的土地利用の適否を判断する等の柔軟な運用を妨げるものではないこととしており、これを都市計画法の実務的な運用を掲載する運用指針においても明示している。